

大名の隠居・家督願について

——その準備と留守居——

佐藤満洋

筆者はさきに「近世大名の交際について」⁽¹⁾隠居・家督等に伴う引請と客組を通して若干の考察を行ったが、本稿では豊後臼杵藩主稻葉家文書⁽²⁾によつて、十一代藩主稻葉雍通の隠居と、十二代藩主尊通⁽³⁾の家督願についてその準備の一端を留守居の動静とあわせて考察してみたい。願書の提出については紙数の関係で述べ得ず、別稿に譲らざるを得なくなつたことを最初にお断りしておきたい。

右の次第で本稿は未完の論稿ではあるが、恩師渡辺澄夫先生の靈前に捧げるものである。

なお本稿執筆に当つて「稻葉家文書」の使用を許可された大分県立先哲史料館に厚くお礼を申しあげる次第である。

一 雍通の隠居内達

臼杵藩十一代藩主稻葉雍通は文政三年（⁽³⁾一八二〇）の正月十八日に、江戸上屋敷において隠居を決意し、當時臼杵城に帰国中の嫡子尊通の出府を待つて家督を譲る旨、江戸詰家老加納外記に打ち明けた。

この内意を受け家老加納外記は小姓頭・留守居・書記方を招集して、次の如く「内達」を出した。

殿様近年御病身被為 成候付、御隠居、若殿様御家督之儀、当四月 若殿様御参府之上御願被 仰上候思召ニ被成御座候段、極々御内分被 仰出候、右ニ付寛政十二申年 御隠居・御家督之御例を以内分取調子置可申候事

方兼帶で任命されたのをはじめ、稻葉九藏がその添役に、以下六人の専従諸係りが任命された。さらに若殿様、即ち尊通の四月の参府後の会所元締等の係三名、尊通の家督後、上屋敷への引移り以後は「一同（従前の）御用向相勤」とこととし、右筆を小林仁左衛門が努めるよう任命された。

これによつて、留守居平生左助以下の専従班を中心にして、寛政十二年の先例を参照しつゝ隠居・家督願のための諸準備が進められることになったのである。

二 医師河野良以、杉本忠温の招聘

病気による隠居願には医師の証明が必要だつたが、藩医の証明では信憑性に欠ける疑があつたためか、藩邸では河野良以を招聘することとし、二月二十五日に留守居平生左助を往診依頼に遣した。平生左助が河野良以に呈した口上書には次の如く記されている。

伊予守様御事、年來御持病之御疝積腹瀉ニ而被成御難渋候、多年御手医師共薬御腹用被成候得共、兎角御同篇ニ付御見舞被進、御診察之上御調薬被進候様被成度、右御願以御使者被仰進候、

この日、河野良以は留守で、門弟の村山良達に逢つて右の口上書を伝へ、来月（三月）節句後に再度来訪し、良以の来診の日時を伺いたい旨の申込をして平生左助は帰つた。

三月五日に平生左助は再度、河野良以宅を訪れ、良以の往診の内諾を得て、以後の交渉は良以の用人大熊郷右衛門が当る旨の返事を得た。そして三月七日に大熊郷右衛門より「来る十日の八ツ時過に御見舞として往診する」旨の連絡をうけた。

十日の八ツ時過に良以の来診が実現した。藩医が罷出て雍通の容体を良以に説明のうえ、薬の調合を所望し、良以はこれを承諾した。

この後、良以は小姓頭に案内されて休息室に通り、そこに雍通が羽織袴で現わて良以による「御（谷應）様躰御診察」を受けた。

診察が終ると小姓頭に案内されて居間に通り、一汁五菜と吸物の料理・酒で持て成し、手土産用に干菓子が用意された。また良以の供の者には台所頭の取り計いで食事料が手渡された。

翌十一日には用人から河野良以へ昨日の往診を謝す書状を出し、さらに十九日に二度目の往診を要請した。これに応えて良以は二一日の八ツ時過に二度目の往診を行つた。二八日は良以が酒・料理の持て成しを辞退したため、勝手書院次之間で干菓子での軽い供應にとまどつてゐる。

この時、留守居の平生左助が医師の杉本忠温の見舞（往診）も受けたい旨の申入れをして、良以の了承を得た。

そして二三日になると河野良以から留守居平生宛に手紙が届き、杉本忠温と相談した結果「来る二七日八ツ時頃、忠温と二人で往診することになったこと。従つて藩邸の方から忠温宛に往診依頼をしてほしい。」旨が認められていた。留守居より杉本忠温に改めて河野良以と二人で雍通の診察を依頼し、両医師による診察が二七日の八ツ半時分から実現することになった。

両医師は打合せに従つて二七日八ツ半時に白杵藩上屋敷を訪れた。そして勝手書院次之間において留守居の挨拶に続いて家老・用人・小姓頭・藩医の挨拶を受け、居間に通されて休息、そこに羽織袴を着けた藩主雍通が出て挨拶の後、両医師による合同診察が行われた。

診察の後、雍通は病状が「同篇ニ付、隠居・家督御願被成度」旨を述べ、退出した。

両医師は先刻の居間に移座し、そこに留守居が「隠居願書案文」を持参、両医師に内覧を依頼した。そして両医師の承諾を得た後、二汁五菜に吸物の酒者が運ばれ、両医師への謝礼の宴が催された。両医師には手土産に菓子が用意され、供の者には食事料を、警備の者には銀壺両宛、その他の者には鳥目式百文宛が、台所頭の取り計いで用意された。

なお両医師の内覧に供した「御願書案文」は残されていないが、同年の五月三日に老中に提出した願書の案文があり、同文面と考えられるので次に揚げてみよう。

高五六拾石余

居城後日付

稻葉伊予守

辰四十七歲

嫡子 稲葉民部少輔

辰五十三歲

私儀年來持病之症(瘡)腹瀉(二)而難儀仕、多年手医師共藥相用候処、近來別而相勝不申候付、河野良以江轉藥種々療養仕候得共、今以兔角同篇罷在候付、杉本忠溫江も様子為見候處、末々快腹出勤可仕躰無之旨、右御医師共申聞候、依之隠居被仰付、家督同氏民部少輔江被下置候様奉願候、以上

三 親類様方其外様へご相談

稻葉雍通の隠居・尊通の家督は稻葉氏にとつては不变の方針で、幕府への願書提出に向けて内々に準備を進めていたが、それと平行して「御親類様方其外様共、為御知御相談」の必要があつた。

このため三月十五日からその作業にかかつた。まず雍通夫人の生家である筑後久留米藩主有馬頼徳には、江戸詰家老の加納外記から口上書を伝える使者が遣わされることになった（以下表2参照）。常陸麻生藩主新庄直計以下⁽¹⁰⁾の稻葉主税までの九家には用人の責任で口上書を伝える使者を立てることになった。久留米藩主有馬氏を含めたこの十家は別の箇所で「御近親様方」と記されていることから、家老と用人からの使者による「御知御相談」となつたものであろう。

肥後熊本藩主細川斉樹以下十七家には留守居からの使者、遠江横須賀藩主西尾忠義以下七家には使者番からの使者がそれぞれ口上書を持参することになった。

(表2) 「御知御相談」が行われた近親大名他

27 留 守 居 宅 よ り 使 者	26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 用 人 よ り 使 者	10 9 8 7 6 5 4 3 2 使 者 の 名
井土秋一京木仙毛龜細織溝市南脇中細 上方月柳極下石利井川田口橋部坂川川 美大筑対長大美甲采百伯鉢左中修越 濃和前馬門和濃斐隅女太耆次衛務理中 守守守守守正郎守郎門大大守 尉輔夫	稻山相松牧伊伊掘新有 葉高良平野東達貞庄馬 主新近右越彦紀五越玄 税右江京中松伊郎前 衛守大守守守 門夫	大 名
義種末高俊政元茲利信直長信安久齊 苗任周朗敦美義尚愛美諒真董持樹	頬輝貞祐(直宗 之延幹相翰)計	諱 德
旗伊日播讃豊但長石肥出越近陸播豊肥 本勢向磨岐後馬門見後羽後江奥磨後後 寄菰高小丸日出府津新天新仁八竜岡熊 合野鍋野龜出石中和田童発正戸野本 野田寺	肥上常日伊越常筑 後野陸向予後後 人高笠飫吉村麻久 吉崎間肥田松生留米	領 國
外外外外外外外外外外外外外外	譜譜 外外外外外外外外外外外外	家格
居居居居居居居居居居居居 陣陣陣陣陣陣陣陣	居居居居居居 陣陣陣陣	居城 ・陣屋
二、二、一、五、二、一、五、四、三、二、三、一、二、七、七、五 二七 一五一七 五三二七 三	二、八、八、五、三、三、一、 二二八一	石 高 石
御向 二付	高瀬藩 (旗本力)	備考

51 50 49 48 47 46 45 44 43 42	41 40 39 38 37 36 35	34 33 32 31 30 29 28	
留守居より奉札	用人より奉札	使者番より使者	使者
九池田黒毛織土一松牧 鬼田村利田岐柳浦野 河山右甲出大信因肥備 内城京斐雲和濃幡前前 守大守守守守守守夫	東吉井岩間松松 禪田上城部平葉村元羽元 寺峠熊伊下伊和対上左左 藏予總豆泉守守守守守 守守守守守守守守守守	稻大丹秋土戸西尾隱岐守 村羽元日向守 馬總守介太守 守守守守守守守守守守	大名
隆政宗長高秀 賴熙忠 度恭顯元翰陽 親清	隆詮信乘 喜寶寬	正純長久頼忠 発昌富朝潤延善	諱
丹備陸筑豊大 伊肥越 波中奥前後和 予前後 綾岡一秋佐柳 小平長 山新閑月伯本 松戸岡	出越三三 羽前河河 ・・・ 龜鰐吉西 田江田尾	山肥陸出上 城前奥羽下 淀大山山形都 村本松宮宮賀	領国
外外外外外外	譜外	譜譜譜譜譜譜 譜外	家格
居居居居居居 陣陣陣陣陣陣	居居 陣陣	居居居居居居 陣陣	居城・陣屋
二、一、三、五、三、一、 九五	二、六、二、 一	二、五、七、六、 ○	石高
(旗本力)			備考

(注)

- ①大名の諱・領国は『日本史総覧』
 ②家格・居城・石高は『藩史事典』(秋田書店)による
 ③譜=譜代、外=外様、居=居城、陣=陣屋

また、三河西尾藩主松平乗寛以下七家には用人からの奉札、越後長岡藩主牧野忠清以下十家には留守居からの奉札で隠居家督を通知することになった。口上書は次の如き内容である。

伊予守様御事、年來御持病之御疵積御腹瀉ニ而御難儀被成、近來別而御病身ニ付、河野良以様御藥御腹用種々被成御養生候得共、今以兔角御同篇ニ付、杉本忠溫様江も御様體御診察御願被成候處、快復御出勤難被成之旨、御医師方被仰聞候付、不得止事、依之御嫡民部少輔様此節御參府之上、五月中御隠居御家督御願被成度思召候、右御相談為御知旁以御使者被仰進候、

なお、この口上書作成、および同使者派遣には次の二点が家老から指示されている。

一点は「御在邑之御方様江者、御急御願被成度思召候付、御答不被成御待、御願書被差出候儀も可有御座段、及演説候事」、即ち領国にあってまだ参府していない大名の方には、返答を頂けずとも隠居願を提出する場合もあり得る旨を申し添えよと指示しているのである。

隠居の件で相談を受けた大名で、他家のこの種の人事に深く関与する大名は居なかつたであろうことを考えれば、この「御知御相談」は、幕府への届出の前に相談という形式を貸りて広く周知させることを目的とした儀式であったと考えてよいであろう。このため在國の大名の「御答不被成御待」願書の提出もありうることを使者に述べさせよと指示しているのである。

二点めとして、「御両崇⁽⁵⁾ニ而無之御方江者、御文牘可有差別候事」と指示している。「両崇ニ而無之御方」とは表2でどの範囲を指しているのか、史料的制約で即座に言明はできないが、「両崇ニ而無之御方」が隠居家督に異論を唱えることなど考えられないことであるので、使者や奉札による「御知御相談」は、隠居・家督を周知させることを目的とした儀式の感をより強くするものである。

まず「御親族様」とか「御近親様」⁽¹⁾と呼ばれた常陸麻生藩主新庄氏から見てゆこう。新庄直計の夫人は稻葉雍通の父弘通の女で、雍通と直計は義兄弟の間柄である。(3)の越後松村藩主堀貞五郎（直央）の母は稻葉弘通の女で、貞五郎は雍通の甥に当る。(5)の日向飫肥藩主伊東彦松も母が稻葉弘通の女で雍通の甥に当る。(6)の常陸笠間藩主牧野氏は稻葉雍通の母の生家という見出しえないし、(10)の稻葉主税も史料的制約で領国や血縁関係等を知りえない。共に後日の課題としたい。

ともあれ、以上十家を「御親族様」あるいは「御近親様」と称して、家老と用人が派遣した使者によつて「御知御相談」の口上書が届けられたのである。

留守居からの使者が遣わされた(11)の細川氏以下の十七家について見ると、肥後熊本藩主細川氏は稻葉氏三代一通夫人の生家で血縁的にはやゝ遠いが、広義の「御親族様」と考えたものであろう。(15)の近江仁正寺藩主の市橋氏は、同氏六代の長璉が稻葉氏八代⁽²⁾の男で養子にはいっているので、市橋氏も細川氏同様に親族である。(16)の越後新発田藩主溝口氏は稻葉氏六代知通夫人の生家である。(17)の上野小幡藩主織田氏初代信良の女が稻葉氏四代の信通に嫁し、同夫人の死後、その妹が信通夫人となつてゐる。そして織田氏三代の信久夫人に稻葉信通の女が嫁している。(24)の播磨小野藩主一柳氏の五代末栄夫人に稻葉氏八代の董通⁽³⁾の女が嫁している。

以上の五家については、いわゆる「親族様」と考えたであらう姻戚関係を見出しえたが、その他の大名家に關しては史料的制約のため見出しえなかつた。

なお、(2)の讃岐丸亀藩主の京極氏には「御向ニ付」と注記がなされていることから、上屋敷が向い合せという、いわゆる近隣の誼でここに名前が記されていることがわかる。

この京極氏を含めたその他の大名家は、隠居家督一件に関する担当者とも云うべき留守居からの使者が遣わされている点から考えて、両崇の間柄の大名家と考えてよいのである。

姻戚という点から考えれば、隠居する雍通の女が嫁している陸奥棚倉藩主（当時）の松平康爵やすたかの名前がないのが不思議であるが、これは稻葉家文書の淨書段階での脱落によるものであろうか。後日の課題である。

また幼の井上美濃守は寄合席の旗本である。

(28)から(34)までの七家は使者番から使者が派遣されたものであるが、(32)の陸奥二本松藩主丹羽氏は、稻葉氏二代典通夫人の生家であるが名簿には下位に記されている。名簿上位十家の「近親様」以外はその順位はさほど意味がなかったものであろうか。その他の大名・旗本家とは親戚関係は見出しえないことは、両崇の間柄を示すものであろうか。

(35)以下の六家さくと一カ寺は用人が、(36)以下の十家には留守居がそれぞれ奉札を呈している。

(34)までは使者を派遣しており、(35)以下は奉札を呈しているので、使者と奉札とでは明かに相違が感じられるが、この違いは両崇（両敬）と片敬の相違を示すものだろうか。(35)以下を片敬の間柄と仮定し、稻葉氏側が同等の礼を用いない上位の片敬と考えれば、「御知御相談」の必要はないであろう。このように考えれば家老が指示した上述の「御両崇ニ而無之御方様」とは、稻葉氏側が敬意を表する先方上位の片敬と考えられそうである。

例へば表2中の外様大名の場合、江戸城中の柳間で、同じ溜か近隣の溜であるならば、隠居・家督の「御知」をしておく方が後々のために都合がよい程度の奉札の可能性が考えられよう。家老の指示した「御文駄可有差別候事」と云う「差別」は右の意による「相違」で、上出の「口上書」の末尾部分の「御隠居御家督御願被成度思召候、右御相談為御知：」の「御相談」の文字が片敬の諸家には書かれなかつた可能性も考えられよう。

使者を派遣した大名と、奉札で「口上書」を呈した大名とは稻葉氏との間には、濃淡の相違はあつても、ともかく交際はあつたと考えられよう。しかし表2に見られる豊後国内の大名は(12)岡藩の中川氏、(22)日出藩の木下氏、(幼)佐伯藩の毛利氏の三大名

だけである。

右の両崇・片敬の分類が正しいとするならば中川・木下両氏は両崇、隣接藩の佐伯藩毛利氏は片敬という交際だったのだろうか。またこの三氏以外の隣接藩である府内藩松平氏をはじめ、杵築藩松平氏、森藩久留島氏の三氏とは交際はなかったのだろうか。大名交際を考える場合の興味深い課題である。

四 引請大名の依頼

大名の隠居・家督や叙位等の願書提出や初登城等には、万端の心添をする引請・副引請の大名がいたことは別稿⁽⁹⁾で述べたが、稻葉氏も雍通の隠居・尊通の家督に伴う引請大名を依頼している。以下その経緯を見ることにする。

「稻葉家文書」三月二九日の項に「五月中御願書被差出候御含付、御名代御願左之御方様江御留守居使者を以被仰進、御口上左之通」と記し、陸奥八戸藩主南部左衛門尉（二万石）に次の如く依頼している。

伊予守様御事、兼而被及御相談候通、五月中御隠居願被成度思召候付、右御願書御用番様御対客江御進達被進候様御差添之儀者、御先手奥山主税助様江御頼被成候思召ニ御座候、右御用召并御隠居御礼之節御登 城御老若様御廻勤適御名代乍御苦勞御頼被成度思召候、御控者仙石美濃守様、又之御控者土方大和守様江御頼被成候思召ニ御座候、
旦又 御用召御家督并御礼之節民部少輔様御登 城被成候付、万端御心添被進候様、被成度、旦民部少輔様御控毛利甲斐守様、又之御控者土方大和守様江御頼被成候思召御座候、右御頼御使者を以被仰進候、

三月

左衛門尉様江右御使者相勤候節、左之通書付持參之

一伊予守様御隠居御願書御用番様江御先手御差添ニ而御進達之事

一伊予守様 御用召之節、御名代 御登 城被進、御退出ル御老若様御廻勤をも御勤被進候事、

一御隠居之御礼被仰上候節、為御名代 御登 城御廻勤をも御勤被進候事

但此節染御帷子長御袴御着用之事

一西丸江御登 城不及候事、以上

右は稻葉雍通の隠居・尊通の家督願を幕府に提出するに当つて、南部左衛門尉に万端の引請を依頼したものである。

要約すれば①五月中に隠居願いを提出する予定である。②隠居願提出の際には幕府御用人（旗本）の奥山主税助様に先手をお願いする予定であるので、③南部左衛門尉様には奥山様を先手として隠居願の提出と、御用召ならびに隠居許可への御札（老中・若年寄への御札）を雍通の名代としてお願いしたい。なお御礼登城の際は染帷子・長袴を着用願いたい。④隠居願提出及び御用召、御礼言上の節の名代の控には但馬・出石藩主仙石美濃守（一・一万石）に、又之控には伊勢・菰野藩主土方大和守（一・二万石）にお願いする予定である。⑤民部少輔尊通の家督に伴う御用召ならびに御礼登城の節の控には長州・府中藩主毛利甲斐守（五・七万石）に、又之控には土方大和守にお願する予定である、というものである。

右の如く南部氏に使者をもつて依頼すると同時に、仙石氏、土方氏、毛利氏に対しても留守居から各留守居に宛てて依頼の使者が立てられた。

これに対しても南部氏と仙石氏、毛利氏からは了承の返事が返つて来たが、又之控を予定していた土方氏は参府が遅れ間に合ひそうになくなつたため、留守居の平生左助は四月二十五日になつて、土方氏の代りに肥後・人吉藩主相良近江守（三・二万石）に「了承」と急遽依頼した。相良氏からは翌二六日に「了承」の返

事が届けられたため、留守居の平生は翌二八日に改めて謝礼の使者を送っている。

また幕府御用人の奥山氏には「・南部左衛門尉様江進達相頼候付、其節御差添御勤被下候様、御頼申入候」と「先手」依頼の使者を立て、次の如く伺わせている。即ち「願書之義者御老中様方御内覽相済次第写、懸御目可申候、御控者外様江御頼可申哉、御丈夫ニ御勤被下候ハヨ、別段頼仕間敷…」と。

これに対して奥山主税助からは「委細承知」の旨の返事があり、「もし差支えが生じても当方で代理は依頼するので、稻葉氏方での心配には及ばず」と、控の件は応えている。

以上の如く稻葉雍通の隠居・尊通の家督の願出に当つての先手・名代・控・又之控が決定したのである。

五 猥意御坊主への依頼

江戸城への登城、月次出仕に際しては、大名は坊主衆と懇意にしておくことが得策だった。そのため各大名は懇意御坊主を何人か持っていたが、稻葉氏の懇意御坊主は平井善朴、渡辺円斎、星野永春、関林雪、鈴木宗済、水谷最諸、関長三、西丸の山口弘甫の八人が書き上げられている。

寛政十二年の稻葉弘通の隠居・雍通の家督の際の先例によれば、懇意御坊主を稻葉氏の上屋敷に招いて、弘通に対して城中での心添えの謝礼と、雍通への心添の依頼をしているが、今回は「御取込ニ付相断罷出候振ニ而、右之人数江御料理代金三百疋ツム被下之、渡辺円斎江頼遣之、彼方ニ而取計候而相済候得共、後年為見合記置候事」と記述されていることから、懇意御坊主の招待はせず、料理代として一人三百疋宛を渡辺円斎を通じて贈り、謝礼に替えたことがわかる。その理由は雍通の病氣に加えて末だ尊通が参府していないことから「御取込ニ付…」となつたものようである。

なお、後年の参考とするために寛政十二年の先例を参照して懇意御坊主の招待計画をたてたものを書き記しているが、これ

は紙数の都合で省略したい。

右の懇意御坊主の内、平井善朴と渡辺円斎、鈴木宗済の三人は、尊通の参府を待つて四月二三日に招いて、吸物・酒・夜食を振舞い、俗衣各一反を贈っている。

六 隠居・家督願と留守居

稻葉氏の隠居・家督に際して、その涉外担当の責任者に留守居平生左助が任命されたことは上述の通りであるが、本項ではこの留守居の役割について前項までの渉外事項を整理し、統いて隠居・家督願提出までの渉外事項について概観してみたい。

二月十三日 御隠居・家督の御用掛に任命され、先例の調査を命ぜられる。

二月二十五日 医師河野良以・杉本忠温の往診を依頼、三月に来診をえて、「隠居願案文」に同意をうる。

三月十五日 この日から御親族様方其外様へ「為御知御相談」の使者および「奉札」をもって、隠居・家督願の周知を行ふ。

三月二九日 雍通の隠居に伴う名代を南部左門尉に、同控を仙石美濃守に、同又之控を土方大和守に依頼すべく命を受けて、各留守居を通じて依頼した。また先手には幕府御用人の奥山主税助に依頼した。さらに尊通の家督願に対する御用召以降の登城等々の万端の世話を依頼する引請(控)には毛利甲斐守、同又之控には土方大和守に依頼すべく留守居を通じてそれぞれ申込みをした。これに対して南部・仙石・毛利の各大名の留守居及び奥山氏からは承諾の返事があつたことから、留守居の平生は雍通の指示を受けて相良近江守への又之控依頼の使者を立てた。幸い、相良氏からは承諾の返事を得ることができ、引請大名依頼を完了したのである。

以上の経過を踏まえて、四月になると留守居の平生は引請大名の毛利甲斐守と南部左衛門尉の二人に、これまでに、隠居・

家督願に關してとつて來た経過を報告する書付を一通と、隠居・家督披露に關する客組招請についての伺書二通⁽¹⁰⁾を認め、指示を仰いでいる。そして指示を得てその準備に着手することになるのである。

家督許可が出されば御用招による登城をはじめ、月次登城等々城中での表向きの諸世話は引請大名が當るが、裏方として種々の世話をするのが坊主衆である。稻葉氏も懇意坊主衆をもつていたので、隠居・家督をこの懇意坊主に上達の如く披露し依頼しているが、これも留守居の任務の一つだった。

さらに四月六日には平生は幕府の祐筆組頭青木忠左衛門と布施兵衛之丞に、隠居・家督願を五月初に提出する旨を報じているが、これは幕府に差出す願書の書式指導を得る含みがあつたものであろうか。

四月二一日には平生は老中の各私邸を訪ね口上書の趣を公用人を通じて報じ、願書の提出日の内達を得るべく手廻しをしている。

また四月二三日には西久保八幡に隠居・家督の祈願をし、さらに幕府からの御用召当日は城中で昼食をとることになるため、坊主部屋の借用を申込むなど、留守居は願書提出までは氣の安まることのない毎日を送るのである。

以上、紙数の都合で省略した部分もあるが、稻葉雍通の隠居・尊通の家督願提出までの諸準備を、涉外掛とも云うべき留守居の動静を中心に概観してきた。願書の提出にあたつては前日、当日と慌しい動きがあるが、「隠居・家督願の提出」については別稿を用意しているので、合せて大方の御指導、御叱正をお願いする次第である。

(注)

(1) 拙稿「近世大名の交際について——隠居・家督等に伴う引請と客組を通して——」『近世日本の社会と流通』所収（藤野保先生還暦記念会）（平成五年十一月・雄山閣）

(2) 「稻葉家文書」大分県立先哲史料館所蔵。平井義人「『稻葉家文書』の伝来と移動——県立史料館による史料収集事業の一例」という視点に立って—— 大分県立先哲史料館『史料館研究紀要』第2号

(3) 稲葉家文書「雍通様御隠居 尊通様御家督一巻上」は「文化三_{庚辰}年正月十八日」となっているが、これは稻葉家で淨写本を作成するとき、「文政三」を「文化三」と誤って淨写したと考えられるので、本稿では「文政三年として論を進める。また右の「一巻上」を「稻葉家文書」と略記する。

(4) 『続徳川実紀』第二篇、文政二年四月十八日の条。

(5) 『日本史総覽』近世二「有馬氏系図」(新人物往来社)

以下、大名の姻戚関係は本書により、それぞれの注記は省略する。

(6) 稲葉家文書は「両崇」の語を使用しており、「両敬」と同義と考えられるので、本稿ではこれに従つて「両崇」の語を使うこととする。

(7) 稲葉家文書「稻葉尊通様御官位一件」

(8) 表2の(39)井上熊藏と(40)吉田快広・(45)土岐信濃守は大名家には見出しえなかつた。旗本であろうか。

(9) (1)に同じ。

(10) 「書付」と「伺書」の内容については別稿を用意中である。